

連結税額から控除される金額のうち当該連結親法人若しくはその連結子法人に帰せられる金額がある場合には、これらの金額

(中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第一百二十三条 新租税特別措置法第六十八条の十一第九項及び第十項の規定は、施行日以後に連結確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に連結確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

(連結法人が事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第一百二十四条 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第六十八条の十二第一項に規定する事業基盤強化設備等については、なお従前の例による。

2) 旧租税特別措置法第六十八条の十二第五項に規定する連結法人の法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(連結法人が沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置)

第一百二十五条 新租税特別措置法第六十八条の十三第六項及び第七項の規定は、施行日以後に連結確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に連結確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

(沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第一百二十六条 新租税特別措置法第六十八条の十四第九項及び第十項の規定は、施行日以後に連結確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に連結確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

(連結法人が国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

**第一百二十七条** 新租税特別措置法第六十八条の十五の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第十号に定める日以後に取得又は製作若しくは建設をする新租税特別措置法第六十八条の十五第一項に規定する特定機械装置等について適用する。

(連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置)

**第一百二十八条** 附則第二十一条の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第六十八条の十五の三の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項 次の各号に掲げる規定	次の各号に掲げる規定(所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第二号)附則第二十一条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二十条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この条において「旧効力措置法」という。)第六十八条の十第二項又は第三項の規定を含む。以下この条において同じ。)
当該各号に定める金額を	当該各号に定める金額(旧効力措置法第六十八条の十第二項又は第三項の規定にあつては、それぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超額のうち同項の規定による控除

をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額とする。第三号及び第四項を除き、以下この条において同じ。)を

第一項	又は第六十八条の十五第三項	第六十八条の十五第三項又は旧効力措置法第六十八条の十第三項
第三項	若しくは第六十八条の十五第四項	第六十八条の十五第四項若しくは旧効力措置法第六十八条の十第四項

2 新租税特別措置法第六十八条の十五の三第五項の規定は、施行日以後に連結確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に連結確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

(連結法人の減価償却に関する経過措置)

第一百二十九条 新租税特別措置法第六十八条の十六第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。)をする同項に規定する特定設備等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の十六第一項に規定する特定設備等については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十八条の十七第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する研究施設について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の十七第一項に規定する研究施設については、なお従前の例による。

3 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の十九第一項に規定する地震防災対策用資産については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第六十八条の二十第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同項に

規定する集積産業用資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の二十第一項に規定する集積産業用資産については、なお従前の例による。

この場合において、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する連結事業年度における新租税特別措置法第六十八条の二十第一項の規定の適用については、同項中「当該連結事業年度の指定期間」とあるのは、「平成二十三年四月一日から当該連結事業年度終了の日までの期間」とする。

5 | 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第六十八条の二十一第一項に規定する事業革新設備については、なお従前の例による。

6 | 旧租税特別措置法第六十八条の二十一第二項第一号に規定する資源生産性革新計画に係る同号に規定する認定又は同項第二号に規定する資源制約対応製品生産設備導入計画に係る同号に規定する認定を施行日前に受けた連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が取得等をする同項に規定する資源需給構造変化対応設備等については、同条（同項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

7 | 新租税特別措置法第六十八条の二十四第一項の規定は、連結親法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する共同利用施設について適用し、連結親法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の二十四第一項に規定する共同利用施設については、なお従前の例による。

8 | 新租税特別措置法第六十八条の二十五（第一項に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する特定農産加工品生産設備について適用する。

9 | 新租税特別措置法第六十八条の二十六の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第十一号に定める日以後に取得等をする新租税特別措置法第六十八条の二十六第一項に規定する特定高度通信設備について適用する。

10 | 新租税特別措置法第六十八条の二十九第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する医療用機器等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特

別措置法第六十八条の二十九第一項に規定する医療用機器等については、なお従前の例による。

11

連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第六十八条の二十九第二項に規定する特定増改築施設については、なお従前の例による。

12

連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第六十八条の二十九第三項に規定する建替え病院用等建物については、なお従前の例による。

13

新租税特別措置法第六十八条の三十一の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

14

連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第六十八条の三十一第二項に規定する障害者対応設備等については、なお従前の例による。

15

連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の三十三第一項に規定する事業所内託児施設等については、同条の規定は、なおその効力を有する。

16

新租税特別措置法第六十八条の三十四の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第八号に定める日以後に取得又は新築をする新租税特別措置法第六十八条の三十四第一項に規定するサービス付き高齢者向け賃貸住宅について適用する。

17

連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第八号に定める日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第六十八条の三十四第一項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第四十七条第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）附則第二条第十七項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二十条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条第一項」とする。

18

連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第六十八条の三十五第三項第三号に掲げる建築物については、同条（同号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力

を有する。この場合において、同条第二項中「第四十七条の二第一項」とあるのは

「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）附則第二百二

条第十八項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二十条の規定に

よる改正前の租税特別措置法第四十七条の「第一項」とする。

連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行

日前に支出した旧租税特別措置法第六十八条の三十八第一項に規定する植林費につ

いては、なお従前の例による。

（連結法人の準備金に関する経過措置）

第一百三十条 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法

人で、旧租税特別措置法第六十八条の四十五第一項の表の各号の上欄に掲げるものに該当するものの施行日以後に開始する各連結事業年度の連結所得の金額の計算については、同条（第三項から第五項まで及び第十項から第十五項までに係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三項		第五十五条の六第一項
第十項	第四項及び 第五項	所得税法等の一部を改正する法律 (平成二十三年法律第 号) 附則第二百三条第一項の規定により なおその効力を有するものとされ る同法第二十条の規定による改正 前の租税特別措置法（以下この条 において「旧効力措置法」という ）第五十五条の六第一項
第五十五条の六第一項	第五十五条の六第一項	旧効力措置法第五十五条の六第一 項
第五十五条第一項」と あるのは「第五十五条の六 第一項」とあるの は「所得税法等の一部を改正する	第五十五条第一項」と あるのは「第五十五条の六 第一項」とあるの は「所得税法等の一部を改正する	第五十五条第一項」とあるの は「所得税法等の一部を改正する

第十三項							
	第六十五条の六第一項	第六十八条の四十五第二項	第五十五条の六第一項	「同条第十一項」とあるのは、「第五十五条の六第十一項」	第六十八条の四十五第二項	第六十八条の四十五第二項	法律(平成二十三年法律第号)附則第二十条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この条において「旧効力単体措置法」という。)第五十五条の六第十
	第五十五条の六第十二項	第五十五条の六第十二項	第五十五条の六第一項	「同条第十一項」とあるのは、「第五十五条の六第十一項」	旧効力連結措置法第五十五条の六第一項	旧効力連結措置法第五十五条の六第一項	所徴税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第号)附則第二十条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この条において「旧効力連結措置法」という。)第六十八条の四十五第二項
	旧効力措置法第五十五条の六第一	旧効力連結措置法第五十五条の六第一	旧効力連結措置法第五十五条の六第一	旧効力連結措置法第五十五条の六第一	旧効力連結措置法第五十五条の六第一	旧効力連結措置法第五十五条の六第一	所徴税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第号)附則第二十条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この条において「旧効力連結措置法」という。)第六十八条の四十五第二項

第十四項	第六十八条の四十五第二項	旧効力単体措置法第六十八条の四 十五第二項
第五十五条の六第十四項	旧効力単体措置法第五十五条の六 第十四項	項

2) 旧租税特別措置法第六十八条の五十八第一項に規定する連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、施行日以後最初に開始する連結事業年度開始の日（施行日以後最初に開始する事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度開始の日）において同条第三項に規定する特別修繕準備金の金額（同条第一項第二号から第四号までに掲げる固定資産について行う同項第二号から第四号までに定める修繕に係るものに限る。）を有する場合には、当該開始の日以後四年（当該連結親法人又はその連結子法人が、新租税特別措置法第六十八条の九第六項に規定する中小連結法人に該当する連結親法人又は連結子法人（以下この条においてそれぞれ「中小連結親法人」又は「中小連結子法人」という。）である場合には、十年）以内の日を含む各連結事業年度において、当該特別修繕準備金の金額に当該各連結事業年度の月数を乗じてこれを四十八（当該連結親法人又はその連結子法人が、中小連結親法人又は中小連結子法人である場合には、百二十）で除して計算した金額（次項において「四年等均等取崩金額」という。）に相当する金額を、当該各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3) 前項の場合において、四年等均等取崩金額が当該連結事業年度終了の日における特別修繕準備金の金額（その日までに同項に規定する特別修繕準備金の金額に次項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額（附則第二百三條第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前連結事業年度（当該連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その前日を含む事業年度）終了の日までに前項の規定により益金の額に算入された金額（同条第二項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）を超えるときは、当該四年等均等取崩金額は、当該特別修繕準備金の金額とする。

4) 第二項の規定の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人が、次の各号に掲げ

- る場合（適格合併、適格分割又は適格現物出資により、準備金設定資産（同項の特別修繕準備金に係る同項に規定する固定資産をいう。以下この条において同じ。）を移転した場合を除く。）に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなった日を含む連結事業年度（第三号に掲げる場合にあっては、合併の日の前日を含む連結事業年度）の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。
- 一 準備金設定資産について特別の修繕（第二項に規定する修繕をいう。次号において同じ。）を完了した場合 その完了した日における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額
- 二 準備金設定資産について特別の修繕を行わないこととなつた場合（次号に該当する場合を除く。）その行わないこととなつた日における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額
- 三 合併（連結子法人が被合併法人となる合併にあっては、その合併の日が法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日（第六項において「連結親法人事業年度開始の日」という。）である場合の当該合併に限る。）により合併法人に準備金設定資産を移転した場合 当該合併の直前における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額
- 四 解散した場合（合併により解散した場合を除き、連結子法人の破産手続開始の決定による解散にあってはその破産手続開始の決定の日が連結事業年度終了の日である場合に限る。） その解散の日におけるその解散した連結親法人又は当該連結子法人の有する特別修繕準備金の金額
- 五 第二項及び前各号の場合において特別修繕準備金の金額を取り崩した場合 その取り崩した日における特別修繕準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額
- 5 第二項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。
- 6 第二項の規定の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人が、適格合併（連結子法人が被合併法人となる適格合併にあっては、その適格合併の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格合併に限る。）により合併法人に準備金設定資産を移転した場合には、その適格合併直前における特別修繕準備金の金額は、当該合併法人に引き継ぐものとする。この場合において、その合併法人が引継ぎを受けた特別修繕準備金の金額は、当該合併法人がその適格合併の日において有する同項の特別修繕準備金の金額（当該合併法人の当該適格合併の日を含む事業年度

が連結事業年度に該当しない場合には、附則第百三条第二項の特別修繕準備金の金額)とみなす。

7

前項又は附則第百三条第八項の合併法人(その適格合併後において連結法人に該当するものに限る。)のその適格合併の日を含む連結事業年度以後の各連結事業年度(当該適格合併の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度後の各連結事業年度)に係る第二項の規定の適用については、同項に規定する特別修繕準備金の金額は、前項又は同条第八項の規定により当該合併法人が有するものとみなされた特別修繕準備金の金額を含むものとする。この場合において当該合併法人が有するものとみなされた特別修繕準備金の金額については、第二項中「当該各連結事業年度の月数を乗じてこれを四十八(当該連結親法人又はその連結子法人が、中小連結親法人又は中小連結子法人である場合には、百二十)で除して」とあるのは、「当該各連結事業年度の月数(当該適格合併の日を含む連結事業年度にあっては、同日から同日を含む連結事業年度終了の日までの期間の月数)を乗じてこれを四十八月(当該連結親法人又はその連結子法人が、中小連結親法人又は中小連結子法人である場合には、百二十)で除して」とある。

8 | 第二項の規定の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人が、適格分割により分割承継法人に準備金設定資産を移転した場合には、その適格分割直前における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額は、当該分割承継法人に引き継ぐものとする。この場合において、その分割承継法人が引き継ぎを受けた特別修繕準備金の金額は、当該分割承継法人がその適格分割の日において有する同項の特別修繕準備金の金額(当該分割承継法人の当該適格分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、附則第百三条第二項の特別修繕準備金の金額)とみなす。

9 | 前項の場合において、第二項の規定の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人のその適格分割の日を含む連結事業年度(同日が当該連結親法人又はその連結子法人の連結事業年度開始の日である場合の当該連結事業年度を除く。)については、当該適格分割の日の前日を当該連結事業年度終了の日とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該各連結事業年度の月数」とあるのは、「当該各連結事業年度の月数(当該適格分割の日を含む連結事業年度にあっては、当該適格分割の日を含む連結事業年度開始の日から当該適格分割の日の前日までの期間の月数)」とする。

10 第八項又は附則第二百二十三条第一項の分割承継法人（その適格分割後において連結

法人に該当するものに限る。）のその適格分割の日を含む連結事業年度以後の各連結事業年度（当該適格分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合は、当該事業年度後の各連結事業年度）に係る第二項の規定の適用については、同項に規定する特別修繕準備金の金額は、第八項又は同条第十一項の規定により当該分割承継法人が有するものとみなされた特別修繕準備金の金額を含むものとする。

この場合において、当該分割承継法人が有するものとみなされた特別修繕準備金の金額については、第二項中「当該各連結事業年度の月数を乗じてこれを四十八（当該連結親法人又はその連結子法人が、中小連結親法人又は中小連結子法人である場合には、百二十）で除して」とあるのは、「当該各連結事業年度の月数（当該適格分割の日を含む連結事業年度にあっては、同日から同日を含む連結事業年度終了の日までの期間の月数）を乗じてこれを四十八月（当該連結親法人又はその連結子法人が、中小連結親法人又は中小連結子法人である場合には、百二十月）から経過期間（施行日以後最初に開始する連結事業年度開始の日（施行日以後最初に開始する事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度開始の日）から当該適格分割の日の前日までの期間をいう。）の月数を控除した月数で除して」とする。

11 第二項の規定の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人が、適格現物出資により被現物出資法人に準備金設定資産を移転した場合には、その適格現物出資直前における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額は、当該被現物出資法人に引き継ぐものとする。この場合において、その被現物出資法人が引継ぎを受けた特別修繕準備金の金額は、当該被現物出資法人がその適格現物出資の日において有する同項の特別修繕準備金の金額（当該被現物出資法人の当該適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、附則第二百二十三条第二項の特別修繕準備金の金額）とみなす。

12 前項の場合において、第二項の規定の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人のその適格現物出資の日を含む連結事業年度（同日が当該連結親法人又はその連結子法人の連結事業年度開始の日である場合の当該連結事業年度を除く。）については、当該適格現物出資の日の前日を当該連結事業年度終了の日とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該各連結事業年度の月数」とあるのは、「当該各連結事業年度の月数（当該適格現物出資の日を含む連結事業年度にあっては、当該適格現物出資の日を含む連結事業年度開始の日から当該適格現物出資の日の前日までの期間の月数）」とする。

13 第十一項又は附則第二百二十三条第十五項の被現物出資法人（その適格現物出資後にお

いて連結法人に該当するものに限る。)のその適格現物出資の日を含む連結事業年度以後の各連結事業年度(当該適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度後の各連結事業年度)に係る第二項の規定の適用については、同項に規定する特別修繕準備金の金額は、第十一項又は同条第十五項の規定により当該被現物出資法人が有するものとみなされた特別修繕準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該被現物出資法人が有するものとみなされた特別修繕準備金の金額については、第二項中「当該各連結事業年度の月数を乗じてこれを四十八(当該連結親法人又はその連結子法人が、中小連結親法人又は中小連結子法人である場合には、百二十)で除して」とあるのは、「当該各連結事業年度の月数(当該適格現物出資の日を含む連結事業年度にあっては、同日から同日を含む連結事業年度終了の日までの期間の月数)を乗じてこれを四十八月(当該連結親法人又はその連結子法人が、中小連結親法人又は中小連結子法人である場合には、百二十月)から経過期間(施行日以後最初に開始する連結事業年度開始の日(施行日以後最初に開始する事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度開始の日)から当該適格現物出資の日の前日までの期間をいう。)の月数を控除した月数で除して」とする。

(国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人の課税の特例に関する経過措置)

第一百三十一条 新租税特別措置法第六十八条の六十三の二の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の附則第一条第十号に定める日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用する。

(連結法人である認定研究開発事業法人等の課税の特例に関する経過措置)

第一百三十二条 新租税特別措置法第六十八条の六十三の三の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の附則第一条第九号に定める日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用する。

(連結法人の交際費等の損金不算入に関する経過措置)

第一百三十三条 新租税特別措置法第六十八条の六十六第一項の規定は、連結法人の法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、連結法人の同項に規定する連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例に

よ。

(連結法人が使途秘匿金の支出をした場合の課税の特例に関する経過措置)

〔百三十四条 新租税特別措置法第六十八条の六十七第七項の規定は、平成二十四年一月一日以後に連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人に対して行う国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の二（第一項第二号に係る部分に限る。）の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求（附則第五十五条に規定する経過措置調査等に係るもの）を除く。）について適用する。

2 平成二十三年十二月三十一日以前に旧租税特別措置法第六十八条の六十七第七項の連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人に対して行つた旧法人税法第一百五十三条（旧法人税法第一百五十五条において準用する場合を含む。）の規定による質問又は検査（附則第三十五条に規定する経過措置調査に係るもの）を含む。）については、なお従前の例による。

(連結法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置)

〔百三十五条 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に行つた旧租税特別措置法第六十八条の七十第一項（旧租税特別措置法第六十四条第一項第四号に係る部分に限る。）に規定する資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。〕

2 新租税特別措置法第六十八条の七十五第一項（新租税特別措置法第六十五条の四第一項第十四号の二に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第十号に定める日以後に行う新租税特別措置法第六十八条の七十五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用する。

3 新租税特別措置法第六十八条の七十八から第六十八条の八十まで（新租税特別措置法第六十八条の七十八第一項の表の第一号又は第十号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得をする同表の第一号又は第十号の下欄に掲げる資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得をした旧租税特別措置法第六十八条の七十八第一項の表の第一号又は第十九号の下欄に掲げる資産については、なお従前の例による。

4 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行

日前に行つた旧租税特別措置法第六十八条の七十八第一項の表の第二号から第四号まで、第八号、第十一号から第十三号まで、第十六号又は第十八号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

5 新租税特別措置法第六十八条の七十八から第六十八条の八十まで（新租税特別措置法第六十八条の七十八第一項の表の第二号、第四号又は第五号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に行う同表の第二号、第四号又は第五号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に行つた旧租税特別措置法第六十八条の七八第一項の表の第五号、第七号又は第九号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

6 新租税特別措置法第六十八条の八十四第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に行う同項に規定する所有隣接土地等の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に行つた旧租税特別措置法第六十八条の八十四第一項に規定する所有隣接土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

（連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に関する経過措置）

第一百三十六条 新租税特別措置法第六十八条の八十八第二項の規定は、連結法人の平成二十三年十月一日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、連結法人の同日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十八条の八十八第八項、第十項（第九項に係る部分を除く。）及び第十二項の規定は、平成二十四年一月一日以後に同条第八項に規定する同種の事業を営む者に対して行う質問検査又は提示若しくは提出の要求（同項に規定する連結法人につき同日前から引き続き行われている調査（同日前に当該連結法人に対して当該調査に係る旧法人税法第一百五十三条又は旧法人税法第一百五十五条において準用する旧法人税法第一百五十三条の規定による質問又は検査を行つてものに限る。以下この項及び第四項において「経過措置調査」という。）に係るもの）について適用し、同日前に旧租税特別措置法第六十八条の八十八第八項に規定する同種の事業を営む者に対して行つた同項の規定による質問又は検査（経過措置調査に係るもの）については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第六十八条の八十八第九項及び第十項（第九項に係る部分に限

る。) の規定は、平成二十四年一月一日以後に提出される同条第九項に規定する帳簿書類について適用する。

4)

新租税特別措置法第六十八条の八十八第十一項の規定は、平成二十四年一月一日以後に同条第八項に規定する同種の事業を営む者に対して行う質問、検査又は提示若しくは提出の要求(経過措置調査に係るものを除く。)について適用する。

5)

新租税特別措置法第六十八条の八十八第十八項の規定は、施行日以後に国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十三条第一項に規定する法定申告期限が到来する法人税について適用する。

6)

新租税特別措置法第六十八条の八十八第十九項の規定は、施行日以後に同項各号に定める期限又は日が到来する法人税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第六十八条の八十八第十六項各号に定める期限又は日が到来した法人税については、なお従前の例による。

7)

新租税特別措置法第六十八条の八十八第二十二項の規定は、施行日以後に同条第十九項各号に定める期限又は日が到来する法人税について適用する。

8)

施行日から平成二十三年十二月三十一日までの間における新租税特別措置法第六十八条の八十八第二十四項の規定の適用については、同項中「第六項まで、第九項及び第十一項」とあるのは、「第六項まで」とする。

(連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置)

9)

第一百三十七条 新租税特別措置法第六十八条の九十第三項及び第四項の規定は、同条第一項各号に掲げる連結法人の施行日以後に終了する連結事業年度に係る同項に規定する個別課税対象金額を計算する場合の同条第三項に規定する適用対象金額(当該連結法人に係る同項に規定する特定外国子会社等の平成二十二年四月一日以後に開始した事業年度に係るものに限る。)及び当該連結法人の施行日以後に終了する連結事業年度に係る同条第四項に規定する個別部分課税対象金額を計算する場合の同項に規定する部分適用対象金額(当該連結法人に係る同項に規定する特定外国子会社等の平成二十二年四月一日以後に開始した事業年度に係るものに限る。)について適用し、旧租税特別措置法第六十八条の九十第一項各号に掲げる連結法人の施行日前に終了した連結事業年度に係る同項に規定する個別課税対象金額を計算する場合の同条第三項に規定する適用対象金額及び当該連結法人の施行日前に終了した連結事業年度に係る同条第四項に規定する個別部分課税対象金額を計算する場合の同項に規定する部分適用対象金額については、なお従前の例による。

(特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例に関する経過措置)

**第一百三十八条** 新租税特別措置法第六十八条の九十三の二第四項の規定は、同項に規定する特殊関係株主等である連結法人の施行日以後に終了する連結事業年度に係る同項に規定する個別部分課税対象金額を計算する場合の同項に規定する部分適用対象金額（当該連結法人に係る同項に規定する特定外国法人の平成二十一年四月一日以後に開始した事業年度に係るものに限る。）について適用し、旧租税特別措置法第六十八条の九十三の二第四項に規定する特殊関係株主等である連結法人の施行日前に終了した連結事業年度に係る同項に規定する個別部分課税対象金額を計算する場合の同項に規定する部分適用対象金額については、なお従前の例による。

(中小企業者等以外の連結親法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用に関する経過措置)

**第一百三十九条** 新租税特別措置法第六十八条の九十八第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人の施行日以後に開始する連結事業年度において生じた連結欠損金額について適用し、連結親法人の施行日前に開始した連結事業年度において生じた連結欠損金額については、なお従前の例による。

(連結法人である農業生産法人の肉用牛の売却に係る連結所得の課税の特例に関する経過措置)

**第一百四十条** 新租税特別措置法第六十八条の百一の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の平成二十四年四月一日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の同日前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。この場合において、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の同日前に開始し、かつ、同日以後に終了する連結事業年度における同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	(その売却した肉用牛が、 財務省令 令)	(平成二十四年四月一日から当該 連結事業年度終了の日までの期間 内にその売却した肉用牛が財務省
-----	----------------------------	---

第五項	第四項				
前項	連結事業年度が 一日前に開始し、かつ、同日以後 に終了する連結事業年度を除く。 )が	が千五百頭	が二千頭に当該從前期間の月数を 乗じてこれを十二で除して計算し た頭数と千五百頭に当該経過期間 の月数を乗じてこれを十二で除し て計算した頭数とを合計した頭数 した頭数	「経過期間」という。)	(当該連結事業年度開始の日から 平成二十四年三月三十一日までの 期間(以下この項において「從前 期間」という。)及び同年四月一 日から当該連結事業年度終了の日 までの期間(以下この項において 「経過期間」という。)
替えられた第一項	所得税法等の一部を改正する法律 (平成二十三年法律第 号) 附則第百四十条の規定により読み	連結事業年度(平成二十四年四月 一日前に開始し、かつ、同日以後 に終了する連結事業年度を除く。 )が	当該從前期間及び経過期間内の 当該免税対象飼育牛に該当する肉 用牛の頭数の合計のうち当該合計 した頭数	(当該連結事業年度開始の日から 平成二十四年三月三十一日までの 期間(以下この項において「從前 期間」という。)及び同年四月一 日から当該連結事業年度終了の日 までの期間(以下この項において 「経過期間」という。)	とし、財務省令 省令

(相続税及び贈与税の特例に関する経過措置)

- 第一百四十二条 新租税特別措置法第六十九条の五第一項、第七十条の二第一項及び第二項、第七十条の三第一項から第三項まで、第七十条の四第三項並びに第七十条の七第一項第五号及び第三項の規定は、平成二十三年一月一日以後の贈与により取得をする財産に係る相続税又は贈与税について適用し、同日前に贈与により取得をした財産に係る相続税又は贈与税については、なお従前の例による。
- 2 平成二十三年一月一日から同年十二月三十一日までの間に直系尊属からの贈与により財産の取得をする者（同年一月一日において二十歳以上の者に限る。）の当該財産に係る贈与税については、新租税特別措置法第七十条の二の三の規定にかかるらず、その者の選択により、旧相続税法第二十一条の七の規定を適用することができる。
- 3 新租税特別措置法第七十条の七（第二項第五号及び第三項を除く。）、第七十条の七の二、第七十条の七の四及び第七十条の八の二第一項の規定は、施行日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得をする新租税特別措置法第七十条の七第二項第二号に規定する非上場株式等に係る相続税又は贈与税について適用し、施行日前に相続若しくは遺贈又は贈与により取得をした旧租税特別措置法第七十条の七第二項第二号に規定する非上場株式等に係る相続税又は贈与税については、なお従前の例による。
- 4 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）第五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の三の三第五項又は第七十条の三の四第三項の規定によるこれらの規定に規定する修正申告書をその提出期限（平成二十三年六月一日以後に到来するものに限る。）までに提出しなかつた者に対する新租税特別措置法第七十条の十三の規定の適用については、同条第一項中「又は第七十条の三第四項」とあるのは、「一、第七十条の三第四項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第六十四条第六項の規定によりなお従前の例による」ととされる場合における同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の三の三第五項若しくは第七十条の三の四第三項」とする。

(登録免許税の特例に関する経過措置)

- 第一百四十二条 旧租税特別措置法第七十六条に規定する特定農業法人が、施行日前に同条に規定する農地の取得をした場合における当該農地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2

旧租税特別措置法第七十七条第二項に規定する農業を営む者が、施行日前に同項に規定する農地利用集積円滑化事業により同項の土地の取得をした場合における当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3 施行日前に旧租税特別措置法第七十九条に規定する認定がされた場合における同条各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

4

施行日前に旧租税特別措置法第八十三条第二項に規定する国土交通大臣の認定を受けた場合における同項に規定する整備事業区域内の土地の所有権の移転の登記、同条第三項に規定する建築物の所有権の保存の登記又は同条第四項の認定民間都市再生整備事業計画に従って建築された建築物の敷地の用に供されている土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

5 旧租税特別措置法第八十三条の二第一項に規定する特定目的会社が、施行日前に取得をした指名金銭債権に係る同項に規定する不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

#### (酒税等の特例に関する経過措置)

第一百四十三条 新租税特別措置法第八十七条の八第四項、第八十八条の七第九項、第八十九条の二第十項、第八十九条の三第四項、第八十九条の四第二項、第九十条第四項及び第九十条の二第二項（これらの規定中國税に係る共通的な手続並びに納稅者の権利及び義務に関する法律第七十四条の七及び第七十四条の八（国税に係る共通的な手続並びに納稅者の権利及び義務に関する法律第七十四条の七に係る部分に限る。）の規定を適用する部分を除く。）の規定（以下この項において「新法の規定」という。）は、平成二十四年一月一日以後に新法の規定に規定する者に対して行う新法の規定において準用する国税に係る共通的な手續並びに納稅者の権利及び義務に関する法律第七十四条の四第一項又は第七十四条の五第二号の規定による質問、検査、提示若しくは提出の要求又は採取（同日前から引き続き行われている調査（同日前にこれらの人に対しても当該調査に係る旧租税特別措置法第八十七条の八第四項、第八十八条の七第九項、第八十九条の二第十項、第八十九条の三第四項、第八十九条の四第二項、第九十条第四項及び第九十条の二第二項の規定（以下この項において「旧法の規定」という。）において準用する旧酒税法第五十三条第一項又は旧揮発油税法第二十六条及び旧地方揮発油税法第十四条の二の規定による質問、検査又は採取を行っていたものに限る。以下この項において「経過措置調査」という。）に係るもの）を除く。）について適用し、同日前に旧法の規定に規定する者

に対して行った旧法の規定において準用する旧税法第五十三条第一項又は旧揮発油税法第二十六条及び旧地方揮発油税法第十四条の二の規定による質問、検査又は採取（経過措置調査に係るもの）については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第八十八条の七第九項、第八十九条の二第十項、第八十九条の三第四項、第八十九条の四第二項、第九十条第四項及び第九十条の二第二項（これらの規定中國税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の七及び第七十四条の八（国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の七に係る部分に限る。）の規定を準用する部分に限る。）の規定は、平成二十四年一月一日以後に提出される国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の七に規定する物件について適用する。

〔石油石炭税の税率の特例に関する経過措置〕

第一百四十四条の附則に別段の定めがあるものを除き、平成二十三年十月一日前に課した、又は課すべきであった石油石炭税については、なお従前の例による。

2 平成二十三年十月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に、原油（石油石炭税法第二条第一号に規定する原油をいう。以下この条において同じ。）、ガス状炭化水素（同法第二条第三号に規定するガス状炭化水素をいう。以下この条において同じ。）若しくは石炭（同法第二条第四号に規定する石炭をいう。以下この条において同じ。）の採取場から移出される原油、ガス状炭化水素若しくは石炭又は保税地域から引き取られる原油若しくは石油製品（同法第二条第二号に規定する石油製品をいう。以下この条において同じ。）、ガス状炭化水素若しくは石炭に係る石油石炭税の税額は、同法第九条及び新租税特別措置法第九十条の三の二の規定にかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める税率により計算した金額とする。

- 一 原油及び石油製品 一キロリットルにつき一千一百九十円
- 二 ガス状炭化水素 一トンにつき千三百四十円
- 三 石炭 一トンにつき九百二十円

3 平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に、原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取場から移出される原油、ガス状炭化水素若しくは石炭又は保税地域から引き取られる原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素若しくは石炭に係る石油石炭税の税額は、石油石炭税法第九条及び新租税特別措置法第九十条の三の二の規定にかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める税率により計算した金額とする。